

副本

副本

上 申 書

令和6年9月24日

大阪府労働委員会会長 様

被申立人代理人

弁護士 中 川

元



弁護士 中 川

昂



申 立 人 大阪教育合同労働組合

被申立人 大 阪 府

上記当事者間の令和6年(不)第31号大阪府事件について、被申立人は、貴委員会から令和6年8月8日付で示された争点案について、下記のとおり意見を申し述べる。

記

- 1 「争点1」は認める。
- 2 「争点2」は、以下のとおりに、あらためられたい。

【変更後】

被申立人が、申立人の令和6年2月16日付け団体交渉申入書(乙1)の講師組合員に対して雇止めの撤回・雇用の継続を行うことに対して管理運営事項に当たると回答したこと、並びに、同年3月14日の団交の席において、講



師組合員を教諭として雇用せよとの要求、すなわち2級格付けして任用するということが管理運営事項に当たると回答したことは、それぞれ労組法7条2号及び3号に該当する不当労働行為に当たるか。

【変更の理由】

(1) 申立人の令和6年2月16日付け団体交渉申入書(乙1)の団交事項の「2級講師賃金を2級格付けすること」に対し、被申立人は、同年3月14日開催の団体交渉(以下「3月14日の団交」という。)において、「教育職給与表の2級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に運用することは困難で」と回答した(乙6の1頁)。

(2) この回答を受けて、申立人は、3月14日の団交の席上、「講師を教諭格付けにして任命する」旨の要求をした。これに対して、被申立人は、「(講師を)臨時教諭として採用することは、管理運営事項になる」と回答したものである(同前の2頁)。

(3) (1)及び(2)のやりとりについては、申立人も認めている。すなわち、被申立人は、同年2月29日付けのメール(※乙4)で、要求項目「2.講師賃金を2級格付けにすること。」以外は管理運営事項として説明。交渉はできない旨記載されていた。そして、3月14日の団交では、2級に格付けすることは困難とだけ回答した。「2級に格付けして任用することになる要求は管理運営事項にあたる」としてそれ以上の回答を拒否した。

と主張している(申立書6頁)。

また、以上のやりとりは、3月14日の団交の反訳からも明らかである(乙6の1乃至4頁)。

(4) よって、変更後のおりの争点案とした次第である。

以上